平成２８年（フ）第３１８号
栃木県宇都宮市鶴田町2494番地７
債務者　伊沢　佐織（旧姓二見）
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５６号
静岡県藤枝市時ケ谷1222番地の５
債務者　大石　純子
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月21日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０５号
栃木県那須塩原市一区町281番地
債務者　小臺　結花
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１４号
栃木県鹿沼市下横町1302番地５　下横町市営住宅504号室
債務者　栄寿司こと　境田　保弘
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１９号
栃木県宇都宮市宮の内１丁目15番地６　コーポ中村Ｂ101号室、前住所栃木県宇都宮市宮の内３丁目161番地29　Ｂ－５
債務者　椎田　　玲
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市児島小川10丁目３番８－６号
債務者　奥山　英雄
１　決定年月日時　平成28年７月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４８号
岡山県倉敷市児島小川10丁目３番８－６号
債務者　奥山まゆみ
１　決定年月日時　平成28年７月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６５号
東京都町田市大蔵町117番地エステートピア鶴川101
債務者　山田　　崇
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月28日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３９号
栃木県鹿沼市坂田山２丁目132番地　県営坂田山住宅１－113
債務者　櫻井　健二
１　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４１２号
横浜市南区三春台116番地５　グリーンハイツ三春台202号
債務者　大楠　萬作
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４１３号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目126番地　シャンボール伊勢佐木1107号室
債務者　河田　一俊
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４２３号
横浜市青葉区鴨志田町560番地４　井上マンション301
債務者　瀬戸久美子（旧姓栗原）
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５２号
秋田県大館市有浦２丁目４番17号
破産者　有限会社原田製麺所
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第６３号
山形県米沢市御廟２丁目３番33号
破産者　医療法人社団報徳会
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１４４８号
愛知県尾張旭市井田町１丁目30番地
破産者　有限会社大義
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２１８号
大阪市住吉区長居東１丁目７番25号801
破産者　有限会社エムアール
１　決定年月日　平成28年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部